

第2回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

日時：平成28年11月30日（水）

9時00分～

場所：県庁北棟2階災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 青森県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜への
対応について

(2) その他

3 本部長指示事項

4 閉会

平成28年11月30日
青森県農林水産部

青森県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜への対応について

1 これまでの対応

(1) 殺処分進捗状況

県職員延べ339人を3グループ6班編成で動員し、殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内の11月29日午後8時5分に18,360羽の殺処分を完了した。

(2) 埋却作業状況

11月29日に、県と青森市の協議により、発生農場から約400m離れた青森市の市有地を埋却地に選定し、埋設溝を掘削した。

埋却作業は本日午前8時に開始した。

(3) 発生状況確認調査結果

11月29日に移動制限区域（半径3km以内）の4農場に加えて、疫学的に関係のある1農場を合わせた5農場を対象に、臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。臨床検査では、異状は確認されず、血清抗体検査は3日程度、ウイルス分離検査は1週間程度で結果が判明する予定である。

(4) 知事と矢倉農林水産大臣政務官の意見交換

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する国と県の対応について意見交換した。政務官からは、①家畜伝染病予防法に基づく手当金の交付、②疫学調査チームの派遣、③生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供の対応について発言があった。

(5) 疫学調査チーム

11月29日午前11時から、国等及び県職員で疫学調査チームを組織し、発生農場の現地調査を実施した。なお、その調査結果については、後日、国が公表する予定となっている。

(6) 風評被害の防止

県内の量販店等に対して、感染のおそれがある家きんの肉や卵は市場に流通せず、また、国内では鶏肉や卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例が報告されていない旨、安全性を周知した。

2 今後の対応

- (1) 埋却作業を迅速かつ適切に行うほか、引き続き、発生施設の清掃や消毒に努めるとともに、消毒ポイントにおける車両消毒を徹底する。
- (2) 県内の野鳥でも発生がみられていることから、他の農場に対しても、引き続き、防鳥ネットの点検や畜舎内外の消毒など、発生防止対策の徹底を指導する。
- (3) 県民の不安を払拭するため、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口における相談対応を実施するとともに、鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の発生防止に努める。

第2回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、発生農場における殺処分については、昨日午後8時5分に無事完了しました。

昼夜を徹して作業していただいた職員の皆様に慰労を申し上げますとともに、幹部職員の皆様には、対応した職員の心身のケアに努めるようお願いします。

なお、埋却場所を提供していただきました青森市の御協力、御配慮に対しまして、感謝申し上げます。

今後は、引き続き下記の4点について、的確に対応するよう指示します。

- 1 埋却作業を一刻も早く完了するとともに、発生施設の清掃や消毒を徹底すること。
 - 2 県内の野鳥でも発生が確認されたことから、他の農場においても、発生防止対策の徹底を指導すること。
 - 3 県民の不安を払拭するため、県内の鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の発生防止に努めること。
 - 4 関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。
- 以上、対応に万全を期してください。